

## 保有個人情報訂正請求書

平成 年 月 日

独立行政法人  
家畜改良センター 殿

(ふりがな)  
氏 名

住所又は 〒  
居所

TEL ( )

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 9 号）第 2 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

### 記

#### 1 訂正を請求する保有個人情報等

請求請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の日付及び文書番号 【日付】 _____ 【文書番号】 _____ 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(訂正請求の趣旨)  (訂正請求の理由)

#### 2 本人確認事項等

開 示 請 求 者	本人 法定代理人
請求者本人確認書類	運転免許証 健康保険被保険者証 住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） 在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書 その他（ ） 請求書を郵送して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付して下さい。
本人の状況等 (法定代理人が請求する場合にのみ記載及び書類を添付して下さい。)	本人の状況 未成年( 年 月 日生) 成年被後見人
	(ふりがな) 本人の氏名
	本人の住所又は居所
請求資格確認書類	戸籍謄本 登記事項証明書 その他( )

この欄は、記入しないで下さい。

受 理 印		受 理 番 号	第 - 号	備 考	
-------------	--	------------------	-------	--------	--

< 記載等に当たっての注意事項 >

1 「氏名」・「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載して下さい。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載して下さい。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載して下さい。

なお、法定代理人による訂正請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載して下さい。

2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3の～に掲げる保有個人情報の開示を受けた日を記載して下さい。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載して下さい。なお、本法により保有個人情報の訂正請求ができるのは、次に掲げるものです。

開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第1項第1号）

法第22条第1項の規定により事案が移送された場合において、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第21条第3項の規定にする開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第1項第3号）

開示決定に係る保有個人情報であって、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第27条第1項第3号）

4 「訂正請求の趣旨及び理由」

訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めるかについて、簡潔に記載して下さい。

訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を、明確かつ簡潔に記載して下さい。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別様に記載し、この請求書に添付して提出して下さい。

5 「本人確認事項等」

窓口来所による訂正請求の場合

個人情報保護窓口又は受付窓口に来所して訂正請求をする場合には、本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号）第14条に定めるところにより運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳カード、在留カード又は特別永住者証明書（これらの書類とみなされる外国人登録証明書）等の住所・氏名が記載されている書類を提示して下さい。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や本人確認書類の提示ができない場合は、個人情報保護窓口又は受付窓口事前に相談して下さい。

郵送による訂正請求の場合

この請求書を郵送して保有個人情報の訂正請求をする場合には、の本人確認書類を複写機により複写したものと併せて、住民票の写し（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出して下さい。住民票の写しは市町村長が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、訂正請求窓口事前に相談してください。

法定代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による訂正請求の場合にのみ記載して下さい。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住居又は居所です。

法定代理人が訂正請求をする場合には、法定代理人自身に係るに掲げる書類又はに掲げる書類に併せて、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出して下さい。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村長が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。

6 「訂正請求の期限について」

訂正請求は、法第27条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。